

平成30年2月5日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 安倍晋三様

千葉県知事 鈴木栄治

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく
千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」の見直しについて

平成25年1月17日付けで提出した、「出荷・検査方針」を別添のとおり見直した
ので提出する。

変更点 1

- 本書の「出荷・検査方針」の対象施設に株式会社プロット君津工場を追加する。

変更の理由

- 株式会社プロット君津工場において、本書の「出荷・検査方針」に基づく管理体制が整ったことから、変更を行う。

変更点 2

- 本書の「出荷・検査方針」において定めていた、捕獲現場における施設所在市町の職員及び施設の従業員の立会いを無くし、施設がイノシシ個体を受け入れる際における施設所在市町職員の立会いへ変更する。捕獲現場での市町職員の立会を廃止する代わりに、各施設は搬入予定者をリスト化した「捕獲者台帳」を常備し、施設へのイノシシ個体の受入時には、市町職員が立会い、「捕獲者台帳」に基づき、搬入者、搬入される個体の情報を確認した個体のみ受け入れることとする。

変更の理由

- 近年イノシシの捕獲数が増加しており、捕獲後、現地で立会いを行う施設所在市町の職員及び施設の従業員の人員調整ができずに搬入が中止となる事例が発生していることから、変更を行う。

出荷・検査方針

1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として勝浦市内のジビエ勝浦並びに君津市内の君津市獣肉処理加工施設、森旧解体処理場及び株式会社プロット君津工場並びに大多喜町内の大多喜町都市農村交流施設並びに鴨川市内の清澄山系ジビエ（以下、「処理加工施設」という。）において受け入れたイノシシ肉については、処理加工施設が所在する勝浦市、君津市、大多喜町、鴨川市（以下、「所在市町」という。）が全頭につき自ら又は千葉県内の他の市町村若しくは食品衛生法に基づく登録検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。
- (2) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg 以下の場合は、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg を超過した場合は、千葉県が自ら又は国の検査機関若しくは登録検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (4) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg 以下の場合は、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg を超過した場合は、処理加工施設において廃棄するものとする。

2 処理加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

- (1) 処理加工施設は、市町村と連携し、イノシシ個体を処理加工施設に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに千葉県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを所在市町に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。
- (2) 処理加工施設は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を受け入れることとし、所在市町職員は処理加工施設への受入時に立ち会うものとする。
- (3) 所在市町は、処理加工施設から提出された捕獲者台帳を、随時、千葉県に提出し、両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。
- (4) 受け入れたイノシシ個体の効率的なスクリーニング検査を行うため、所在市町は、処理加工施設の意向を踏まえ、千葉県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。

3 処理加工施設における管理等

- (1) イノシシ個体の受入及び確認
 - ① 処理加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、所在市町の職員の立会いの下、識別のための個体番号を付し、捕獲者、捕獲日、捕獲場所、体重、

性別、検査結果等を記録した搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを所在市町に提出する。

- ② 所在市町は、処理加工施設から提出された搬入・処理管理台帳を、随時、千葉県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

- ① 受け入れたイノシシ個体は、原則として受入日に解体処理を行い、保冷庫で保管する。
- ② 検査の試料採取及び検査機関への持ち込み（送付を含む。）は所在市町の職員が行う。
- ③ イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、処理加工施設で保管・管理を行う。
- ④ イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値（一般食品 100Bq/kg）以下である場合は、食用として処理加工施設から出荷することができる。また、精密検査により基準値を超過した場合は、所在市町の職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、所在市町及び処理加工施設は、全てのイノシシ肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、これを記した出荷・販売台帳を作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、千葉県又は所在市町が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を処理加工施設に対して発行し、随時、情報共有を図る。

4 情報の提供

千葉県、所在市町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売し流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

千葉県イノシシ肉の出荷・検査方針 新旧対照表

新	旧
<p>出荷・検査方針</p> <p>1 イノシシ肉の放射性物質検査</p> <p>(1) 食肉加工を目的として勝浦市内のジビエ勝浦並びに君津市内の君津市獣肉処理加工施設、森旧解体処理場及び株式会社プロット君津工場並びに大多喜町内の大多喜町都市農村交流施設並びに鴨川市内の清澄山系ジビエ（以下、「処理加工施設」という。）において受け入れたイノシシ肉については、処理加工施設が所在する勝浦市、君津市、大多喜町、鴨川市（以下、「所在市町」という。）が全頭につき自ら又は千葉県内の他の市町村若しくは食品衛生法に基づく登録検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。</p> <p>(2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。</p> <p>(3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kgを超過した場合は、千葉県が自ら又は国の検査機関若しくは登録検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。</p> <p>(4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。</p> <p>(5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kgを超過した場合は、処理加工施設において廃棄するものとする。</p> <p>2 処理加工施設におけるイノシシ個体の受入計画</p> <p>(1) <u>処理加工施設は、市町村と連携し、イノシシ個体を処理加工施設に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに千葉県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを所在市町に提</u></p>	<p>出荷・検査方針</p> <p>1 イノシシ肉の放射性物質検査</p> <p>(1) 食肉加工を目的として勝浦市内のジビエ勝浦並びに君津市内の君津市獣肉処理加工施設及び森旧解体処理場並びに大多喜町内の大多喜町都市農村交流施設並びに鴨川市内の清澄山系ジビエ（以下、「処理加工施設」という。）が受け入れたイノシシの肉については、処理加工施設が所在する勝浦市、君津市、大多喜町、鴨川市（以下、「所在市町」という。）が全頭につき自ら又は千葉県内の他の市町村若しくは食品衛生法に基づく登録検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。</p> <p>(2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。</p> <p>(3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kgを超過した場合は、千葉県が自ら又は国の検査機関若しくは登録検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。</p> <p>(4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。</p> <p>(5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kgを超過した場合は、処理加工施設において廃棄するものとする。</p> <p>2 処理加工施設におけるイノシシ個体の受入計画</p> <p>(1) 受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、所在市町の職員及び処理加工施設の従業員の立会いの下、止め刺し及び血抜きされ、現地で引き渡しを受けたものとする。</p>

<p>出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。</p> <p>(2) 処理加工施設は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を受け入れることとし、所在市町職員は処理加工施設への受入時に立ち会うものとする。</p> <p>(3) 所在市町は、処理加工施設から提出された捕獲者台帳を、随時、千葉県に提出し、両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。</p> <p>(4) 受け入れたイノシシ個体の効率的なスクリーニング検査を行うため、所在市町は、処理加工施設の意向を踏まえ、千葉県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。</p> <p>3 処理加工施設における管理等</p> <p>(1) イノシシ個体の受入及び確認</p> <p>① 処理加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、所在市町の職員の立会いの下、識別のための個体番号を付し、<u>捕獲者</u>、<u>捕獲日</u>、<u>捕獲場所</u>、<u>体重</u>、<u>性別</u>、<u>検査結果</u>等を記録した搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを所在市町に提出する。</p> <p>② 所在市町は、処理加工施設から提出された搬入・処理管理台帳を、随時、千葉県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。</p> <p>(2) イノシシ肉の保管・管理</p> <p>① 受け入れたイノシシ個体は、原則として受入日に解体処理を行い、保冷庫で保管する。</p> <p>② 検査の試料採取及び検査機関への持ち込み(送付を含む。)は所在市町の職員が行う。</p> <p>③ イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、処理加工施設で保管・管理を行う。</p> <p>④ イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値(一般食品 100Bq/kg)以下である場合は、食用として処理加工施設から出荷することができる。また、<u>精</u></p>	<p>(2) 受け入れたイノシシ個体の効率的なスクリーニング検査を行うため、所在市町は、処理加工施設の意向を踏まえ、千葉県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。</p> <p>3 処理加工施設における管理等</p> <p>(1) イノシシ個体の受入及び確認</p> <p>① 処理加工施設がイノシシ捕獲の連絡を受け、これを受け入れる場合は、所在市町に連絡の上、所在市町の職員とともに現地に出向き、狩猟者等の止め刺しの下、血抜きをして速やかに処理加工施設に運び込む。</p> <p>② 処理加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、所在市町の職員の立会いの下、識別のための個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録した搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを所在市町に提出する。</p> <p>③ 所在市町は、処理加工施設から提出された搬入・処理管理台帳を、随時、千葉県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。</p> <p>(2) イノシシ肉の保管・管理</p> <p>① 受け入れたイノシシ個体は、原則として受入日に解体処理を行い、保冷庫で保管する。</p> <p>② 検査の試料採取及び検査機関への持ち込み(送付を含む。)は所在市町の職員が行う。</p> <p>③ イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、処理加工施設で保管・管理を行う。</p> <p>④ イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値(一般食品)(以下同じ。)以下である場合は、食用として処理加工施設から出荷することができる。また、<u>基</u></p>
--	---

密検査により基準値を超過した場合は、所在市町の職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、所在市町及び処理加工施設は、全てのイノシシ肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、これを記した出荷・販売台帳を作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、千葉県又は所在市町が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を処理加工施設に対して発行し、随時、情報共有を図る。

4 情報の提供

千葉県、所在市町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売し流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

準値を超過した場合は、所在市町の職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、所在市町及び処理加工施設は、全てのイノシシ肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、これを記した出荷・販売台帳を作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、千葉県又は所在市町が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

千葉県、所在市町及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売し流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。